証券コード　2594
平成28年６月３日

株　主　各　位

東京都港区西新橋２丁目34番４号
キーコーヒー株式会社
代表取締役社長　柴　田　　裕

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月21日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださるか、　55頁の「インターネットによる議決権行使に当たってのご注意点について」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月22日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター大ホール

（開催場所については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。(午前９時受付開始)

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス http://www.keycoffee.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢等に改善の兆しがみられるなど緩やかな回復基調で推移したものの、消費者の節約志向は根強く、また中国をはじめとした海外経済の減速懸念など先行き不透明な状況で推移しました。

コーヒー業界におきましては、サードウェーブコーヒーへの関心の高まりやコンビニエンスストアにおけるカウンターコーヒーが市場に定着したことなどを受け、国内におけるコーヒー消費量は３年連続で過去最高を更新し、暮らしの中でのコーヒーの持つ存在感はますます大きなものとなっております。また、業績に大きな影響を及ぼすコーヒー生豆相場は落着きを取り戻しましたが、円安に伴う輸入商材のコスト上昇など厳しい状況にありました。

このような状況の下、当社グループはコーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づいて、「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループ連携強化」を３つの柱とし、新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発やお取引先との絆を深める企画提案型の営業活動を継続して行いました。

最重要課題である「ブランド強化」については、「ドリップしよう。Shall we drip?」をコミュニケーションテーマとし、生活者においしいコーヒーをドリップする楽しみを提案するキャンペーンを行う一方、差別性のある新商品開発や付加価値の高い商品の拡販に注力しました。

「収益力の強化」については、コーヒー生豆の安定調達への取組み、製品統廃合の推進、工場間における最適製造体制の確立、製造能力の向上と効率化が図れる設備投資を行うなどコスト低減化を推進しました。

海外では、インドネシアにおいて市場開拓の取組みを強化し、日本で培ってきたノウハウを活かした営業活動の展開や簡易抽出コーヒー商品の現地製造に着手するなど、業容拡大に注力しました。

業績につきましては、コーヒー関連事業が好調だったことにより当社グループの当連結会計年度の売上高は、649億６百万円（前連結会計年度比15.2％増）となりました。利益面では、営業利益は10億54百万円（同24.6％増）、経常利益は13億73百万円（同1.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は７億51百万円（同7.0％減）となりました。

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

（コーヒー関連事業）

業務用市場では、「トアルコ トラジャ コーヒー」や「氷温熟成珈琲」、世界各地の選りすぐりのコーヒー農園産スペシャリティーコーヒーシリーズなど差別性の高いプレミアムコーヒーの拡販活動を推進しました。お取引先への支援策としては、「カレーフェア」などの販促策を実施しました。また、海外からの観光客増加に伴うインバウンド需要に対する施策として、ホテルの客室向け商品に日・英・中・韓の４ヶ国語表記を行うとともにラインアップの充実を図り販売を強化する一方、都市型ホテルを中心にillyブランド商品の配荷を推進しました。伸張しておりますコンビニエンスストア向けカウンター用コーヒーの売上は、前年実績を大幅に上回るなど引き続き好調でありました。

家庭用市場では、大容量コーヒーで「グランドテイスト」シリーズの配荷拠点拡大と積極的な販促活動を展開し、簡易抽出コーヒーでは「ドリップオン バラエティパック」を中心に拡販を行った結果、両分野とも大幅な売上増を達成しました。真空パック製品及び缶製品でもシェアの向上を図り、トップシェアを維持しました。レギュラーコーヒー以外の飲料商品やインスタントコーヒーなども前年を上回る販売実績となりました。

ギフト商品では、中元期には「天然水プリズマ飲料ギフト」、「氷温熟成珈琲アイスコーヒーギフト」など人気の飲料ギフトを中心に全35アイテムをラインアップし、歳暮期にはモンドセレクション金賞を６年連続受賞した「ドリップオンギフトシリーズ」など、多様な飲用シーンにあわせた全24アイテムをラインアップし、前年並みの販売実績を確保しました。

カフェ開業支援の施策として提案しております、さまざまな立地条件に適応するパッケージカフェ「KEY'S CAFE」は出店速度を加速させ、大型商業施設、書店、病院、駅構内など多様なロケーションに20店舗を出店し、導入店舗数は39店舗となり前年と比べ倍増となりました。

また、独占販売契約を結んでおりますイタリアのillycaffe S.p.A.（イリカフェ社）については、illyブランド商品の市場導入を促進する一方、本場のエスプレッソ文化の啓蒙を行うための「イリー大学」をスタートさせました。

業績につきましては、積極的な営業活動が奏効し、業務用、家庭用、原料用の各市場とも前年実績を上回り、特に原料用市場の売上が大幅に伸張しました。

この結果、コーヒー関連事業の売上高は559億61百万円（前連結会計年度比20.5％増）、営業利益は16億58百万円（同11.1％増）となりました。

（飲食関連事業）

株式会社イタリアントマトでは、「COLD PASTA FAIR」や「マロンフェア」などの季節ごとのメニューフェアを実施しました。また、「国内は充実」「海外は拡大」の方針に加え新業態店舗の開発を促進することとし、国内では「イタリアントマト カフェ とうめい厚木クリニック店」など３店、海外では中国に「夢見屋 上海アピタ店」など５店を出店する一方、不採算店の閉鎖を進め店舗数は270店（直営店56店、ＦＣ店214店）となりました。

業績につきましては、株式会社イタリアントマトにおける売上が前年を下回る結果となりましたが、原材料価格や人件費の高騰に対し、付加価値の高いメニューの投入や効率的な販管費の活用を図るなど利益面の改善に努めました。

この結果、株式会社アマンドを含めた飲食関連事業の売上高は51億１百万円（前連結会計年度比12.3％減）、営業損失は1億29百万円（前連結会計年度は１億74百万円の営業損失）となりました。

（その他）

ニック食品株式会社は、自社ブランド商品の積極的な販売活動を行いました。honu加藤珈琲店株式会社は通販事業を営んでおり、「楽天市場 ショップ・オブ・ザ・イヤー」を13年連続で受賞するなど、積極的な販促活動を行いました。

この結果、他の６社を加えた当連結会計年度におけるその他事業の売上高は38億43百万円（前連結会計年度比5.1％減）、営業利益は１億50百万円（同2.8％増）となりました。

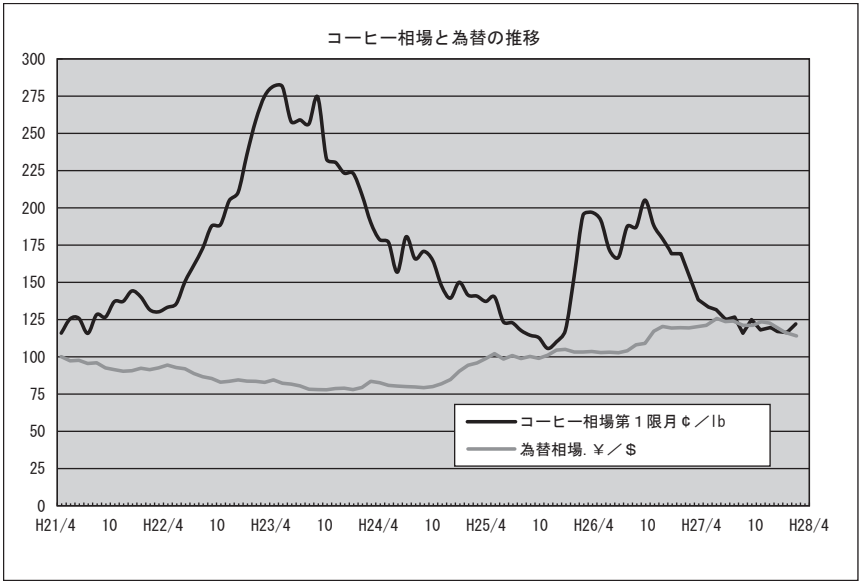

（コーヒー相場：ニューヨークコーヒー先物相場）

(2) 設備投資等の状況

企業集団の設備投資の総額は９億７百万円であります。

(3) 資金調達等の状況

新規の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後におきましては、海外経済の減速懸念や震災による経済活動の停滞、来年に予定されている消費税増税が消費マインドに大きく影響を与える恐れなど、景気の先行き不透明感がますます増大するものと予想されます。

このような環境の下、当社の置かれているさまざまな状況とその変化をいち早く受け止め、グループ一丸となって「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループ連携強化」に注力し、引き続き、企業体質の強化と業績の向上に努める所存です。

また、当社は2020年に迎える創業100周年のビジョンとして、コーヒーに関して信頼度No.1の会社であること、コーヒーの可能性を追求し、その価値を提供できる会社であること、そして、お客様に最初に選ばれるコーヒー会社であることを掲げ、その実現に向けて全社一丸となって取組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

項目＼期別	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (平成28年３月期)
売上高	53,597	53,622	56,323	64,906
経常利益	1,297	1,940	1,389	1,373
親会社株主に帰属する当期純利益	1,094	1,026	808	751
１株当たり当期純利益	49円36銭	45円25銭	35円66銭	33円48銭
純資産	35,120	36,047	37,211	35,709
総資産	46,635	47,553	50,001	48,447
１株当たり純資産額	1,499円49銭	1,541円85銭	1,594円32銭	1,568円19銭

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

項目＼期別	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (平成28年３月期)
売上高	45,778	45,573	46,917	56,437
経常利益	1,114	1,756	1,342	1,390
当期純利益	546	967	783	959
１株当たり当期純利益	24円65銭	42円65銭	34円56銭	42円73銭
純資産	32,894	33,572	34,512	34,012
総資産	41,955	42,787	45,136	44,104
１株当たり純資産額	1,450円29銭	1,480円19銭	1,521円64銭	1,529円94銭

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社イタリアントマト	100百万円	55.03%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
株式会社アマンド	100百万円	100.00%	飲食店事業及び洋菓子等の販売
ニック食品株式会社	100百万円	79.92%	飲料等の製造販売
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	10百万円	100.00%	オフィスサービス事業及び通販事業
株式会社キョーエイコーポレーション	26百万円	100.00%	運送物流事業
キーアソシエイツ株式会社	20百万円	100.00%	保険代理店事業
スラウェシ興産株式会社	100百万円	100.00%	インドネシア共和国のスラウェシ島において、コーヒー農場の経営とコーヒー集買事業を行う現地法人P.T.TOARCO JAYAに対する日本側投資会社
honu加藤珈琲店株式会社	100百万円	100.00%	レギュラーコーヒーの製造販売、通販事業及び飲食店の経営

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
沖縄キーコーヒー株式会社	12百万円	20.00%	沖縄県におけるレギュラーコーヒーの製造仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
台湾キーコーヒー株式会社	12百万NT$	30.00%	中華民国におけるレギュラーコーヒーの仕入販売及び飲料・食品の仕入販売
株式会社銀座ルノアール	771百万円	※ 22.83%	飲食店事業

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

(7) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

当社グループの資金調達において資金調達に占める借入金の割合が大きいものはありません。

(8) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	事業内容
コーヒー関連事業	レギュラーコーヒーの製造販売事業
飲食関連事業	飲食店事業及び洋菓子等の販売
その他	飲料製品製造事業、オフィスサービス事業及び通販事業、運送物流事業、保険代理店事業、コーヒー農場の経営及び輸入事業など

(9) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	研究所	船橋
	営業拠点	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等72か所
	工場	仙台、船橋、春日井、鳥栖
	物流センター・デポ	札幌、仙台、船橋、春日井、鳥栖等11か所
株式会社イタリアントマト	本社	東京都品川区
株式会社アマンド	本社	東京都港区
ニック食品株式会社	本社	千葉県船橋市
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	本社	東京都港区
	営業所	東京、名古屋、大阪
株式会社キョーエイコーポレーション	本社	神奈川県横浜市
キーアソシエイツ株式会社	本社	東京都港区
スラウェシ興産株式会社	本社	東京都港区
honu 加藤珈琲店株式会社	本社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の内容	従業員数	前連結会計年度末比増減
コーヒー関連事業	800名（ 712名）	10名減（ 4名減）
飲食関連事業	133名（ 927名）	3名減（277名減）
その他	202名（ 162名）	3名増（ 10名増）
全社（共通）	26名（ 5名）	3名減（ 2名増）
計	1,161名（1,806名）	13名減（269名減）

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．「全社（共通）」は、管理部門に係る従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
826名	13名減	43.8歳	20.2年

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　70,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　22,689,000株
(3) 株主数　　39,755名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
博友興産有限会社	3,096,000株	13.92%
キーコーヒー取引先持株会	547,200株	2.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	534,500株	2.40%
柴田裕	466,300株	2.09%
株式会社みずほ銀行	404,000株	1.81%
三井物産株式会社	387,700株	1.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	313,800株	1.41%
キーコーヒー社員持株会	291,620株	1.31%
ウィンヒストリー・アセット・マネジメント株式会社	240,576株	1.08%
大木理	218,572株	0.98%

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．当社は自己株式 457,945株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴田　　裕	
取締役副社長執行役員	新川雄司	品質保証部兼管理本部兼ＳＣＭ本部管掌 ニック食品株式会社　代表取締役社長
取締役専務執行役員	川股一雄	マーケティング本部長 イリー事業部管掌 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社　代表取締役社長
取締役常務執行役員	小澤信宏	営業統括 特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部管掌
取締役（監査等委員）	清水信行	
取締役（監査等委員）	前原一雅	
取締役（監査等委員）	椙山　　智	D. グラント・コンサルティング株式会社　代表取締役パートナー
取締役（監査等委員）	中川幸三	公認会計士 税理士 株式会社プロネクサス　監査役 株式会社ニッキ　監査役

（注）１．当社は、平成27年６月24日付で監査等委員会設置会社に移行しました。
これに伴い常勤監査役の清水信行氏、監査役の前原一雅、椙山智、中川幸三の各氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。
２．取締役のうち前原一雅、椙山　智、中川幸三の各氏は、社外取締役であります。
３．取締役の清水信行氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
４．取締役（監査等委員）の中川幸三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役のうち前原一雅、椙山　智、中川幸三の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
６．取締役兼務の者を除く平成28年４月１日現在の執行役員は次のとおりです。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	吉橋宏幸	管理本部長、関係会社担当
執行役員	酒井正一	ＳＣＭ本部長
執行役員	小杉　　太	特販営業本部長
執行役員	森本篤俊	流通営業本部長
執行役員	乙田武司	事業本部長
執行役員	安藤昌也	経営企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	4名	122百万円
取締役（監査等委員）	4名	26百万円
（うち社外取締役）	（ 3名）	（13百万円）
監査役	4名	6百万円
（うち社外監査役）	（ 3名）	（ 3百万円）
合計	8名	155百万円

（注）１．監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第63期定時株主総会において年額175百万円以内と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第63期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　　名	重要な兼職の状況	兼職先
椙　山　　智 (社外取締役（監査等委員))	代表取締役パートナー	D．グラント・コンサルティング株式会社
中　川　幸　三 (社外取締役（監査等委員))	監　　査　　役	株式会社プロネクサス
	監　　査　　役	株式会社ニッキ

（注） 社外取締役（監査等委員）椙山　智、中川幸三の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係等はありません。

② 主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　内　容
前　原　一　雅 (社外取締役（監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち15回、３回の監査役会のうち３回及び10回の監査等委員会のうち10回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
椙　山　　智 (社外取締役（監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち15回、３回の監査役会のうち３回及び10回の監査等委員会のうち10回に出席し、経営コンサルティングの専門家として豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。
中　川　幸　三 (社外取締役（監査等委員))	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回、３回の監査役会のうち３回及び10回の監査等委員会のうち９回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①　当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	31百万円
②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

（注）１．監査等委員会は、会計監査人の監査計画及び会計監査に係る職務の執行状況から見積もられた報酬額の算出方法を確認した結果、当期の会計監査人の報酬等は相当であると認められることから、当期に係る会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等著しく信頼を失墜する行為があったと判断した場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告を致します。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、全ての役員、使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守して行動することを徹底するため、「企業理念」、「行動規範」をカード化し全役員、使用人が常時携帯するとともに、適宜社員教育、啓蒙等を行い、かつ誓約書を提出させます。

また、使用人には、「就業規則」、「短期契約社員就業規則」等を定めており、内部監査部門は各種法令や社内規程に違反する行為、あるいはその恐れがないかどうかを監査します。この監査結果は定期的に取締役に報告されるものとします。

② 当社内部監査部門は子会社各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに業務処理に係る内部監査を実施し、その結果を当社の取締役、監査等委員会、及び各社のトップに報告します。

③ 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応します。

以上のコンプライアンス体制を構築しており、これを的確に運用しコンプライアンシーを維持します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、業務執行会議など重要会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行に係る重要事項を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、「文書管理規程」に基づき適正に保存、保管します。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。「文書管理規程」の改廃については、業務執行会議の承認を要するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、損失の危機を継続的にコントロールするため、「リスク管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」、「災害に対する対応措置」、品質保証面での「苦情対応実施要領」、電算機トラブル発生時の「非常時対応ガイドライン」等を定めるとともに、リスク担当取締役を選定します。また、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理します。

② 当社は、発生したリスクに総合的に対応する組織としてリスク担当取締役をチームリーダーとするクライシスコントロールプロジェクトチームを設置しており、この体制の下、とくに全社の事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが発生したときは、「リスク管理規程」に基づき速やかにクライシスコントロールプロジェクトチームを召集するとともに、非常事態と判断されるリスクに対しては、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し当社グループの損害等の極小化を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び業務執行会議を定期的に開催します。取締役会は、取締役並びに社員が共有する全社的な経営計画を定め、業務執行取締役は、この経営計画を達成するための各部門の具体的な方針及び目標、施策を盛り込んだ方針実行計画を策定し、業務執行状況を定期的かつ適宜取締役会及び業務執行会議に報告するとともに、定期的に実行計画に対する結果と対策をとりまとめ、代表取締役に報告します。

社内の意思決定は、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任と権限の範囲を明確にしたうえで委譲し、迅速に決裁することを継続します。

各部門の業務内容は「職務分掌規程」にて明確化しており、内部監査部門は、各々の業務が社内規程等に照らして正しく処理され効率よく行われているかの監査を継続実施し、結果を代表取締役に報告します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 子会社各社における内部統制システムに関しては、子会社各社において必要な規程の整備を進めるとともに、当社は各社の主体性を重んじつつ、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。

② 子会社各社の主要事項の管理については「関係会社管理規程」で案件別に管理基準を定めており、これに基づき承認、協議若しくは報告を求めます。各社の業績、及び取締役等の職務の執行にかかる事項については、毎月報告される体制ができており、これを経営企画部がとりまとめ、取締役会並びに業務執行会議に報告します。

③ 当社は、各社トップと当社の取締役が出席する「グループ戦略会議」を原則として毎月開催し、グループ間の情報共有と重要事項に関する討議を行い、グループ総合力の強化を図ります。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとします。

② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとします。

③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、懲戒等に関する事項は、監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が決定します。当該使用人の人事考課に関しては監査等委員会の意見を聞くこととします。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項、定期的に点検を実施しているリスクの顕在化及び対応状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況及びその内容を速やかに口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、前項同様の法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項などを当該子会社の担当部署に報告し、当該担当部署はその内容をとりまとめて、当社経営企画部を経由して監査等委員会に口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令や社内規程に照らして疑義のある行為等については、使用人が直接情報提供（通報）を行う手段としてコンプライアンスコールを設置、運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、独立した予算を策定し監査費用を支出できるものとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役との意見交換を密にし、また会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務を遂行できる体制を整備します。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び当社グループ全社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

(2) 監査等委員会の運用状況について

監査等委員は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

(3) 内部監査について

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。内部監査部門は、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

８．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年４月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下の①及び②のとおりとなります。

また、当社は、平成20年６月24日開催の当社定時株主総会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を承認いただき継続しておりますが、平成27年５月20日開催の取締役会において、本プランを一部修正のうえ、当社第63期定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続することを決定致しましたところ、平成27年６月24日開催の定時株主総会において本プランを継続することが承認されました。本プランの詳細につきましては、以下の③をご参照ください。

① 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としているため、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

また、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にこれを否定するものではないものの、当該買収提案に関して、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供が行われない場合には、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての株主の皆様の適切な判断を妨げる結果となります。そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報や検討時間等を与えない者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値の源泉は、その創業以来長年にわたり培ってきた「キーコーヒー」そのものの存在感、ブランド力にあると考えておりますが、当社は、この企業価値の源泉であるブランド力を最大限に活かして事業の発展を図るとともに、これに恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しており、具体的には、以下の各取組みを実施しております。

(a) コーヒーへのこだわり

当社は、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作りに注力するとともに、当社自身も、海外においてコーヒー農場を直営するなど、理想のコーヒー作りを追求するなどし、もって、キーコーヒーのブランド力の向上を図っております。

(b) 生産設備の整備

当社は、平成13年以降、全国４箇所に存在する当社工場のリノベーションに取組み、現在では、全ての工場で、高度の衛生管理機能の整った生産及び物流体制が構築されており、このような生産設備を最大限に活かし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。なお、この当社４工場は、グローバルな食品安全認証システムである「ＦＳＳＣ２２０００」の認証を受けております。

(c) 市場の開拓

当社は、お客様のニーズに応じたコーヒー製品を提供することや、コーヒー市場の裾野拡大に向けた取組みを行う等により、キーコーヒーブランドに対する期待と信頼に応え、キーコーヒーブランドをより確固たる存在にしていきたいと考えております。

(d) 研究開発

当社は営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新製品の開発、新技術の発明を目指しており、これにより、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(e) ＣＳＲ活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した商品を開発するなど、ＣＳＲ活動を通じて、求められる社会的責任を全うし、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しております。また、当社が地域社会の人々と共に発展することを目指して行ってきたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、ＣＳＲという言葉が市場で耳目を集める遥か以前から取組んできたＣＳＲ活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の２つの認証を取得するという国際的にも競争力のあるコーヒー農場となっております。さらに、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めております。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、平成27年６月24日よりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため監査等委員会設置会社に移行しました。また、当社は、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しており、月１回定例開催する取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほかに、原則として週１回、取締役、執行役員及び経営幹部で構成する業務執行会議を開催しております。なお、４名の監査等委員である取締役のうち３名を社外から招聘するなどしております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定がされることを防止するための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）による取組み

(a) 本プランは、当社の特定の株主及び当該株主と一定の関係にある者の株券等保有割合・株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者は、取締役会又は株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならず、また、買付意向表明書、独立委員会が提出を求める必要情報回答書・追加回答書の提出を通じて、独立委員会に対し情報を提供し、独立委員会は、必要に応じて、株主の皆様に対し、当該情報の全部又は一部を開示します。

(b) 独立性の高い社外取締役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会は、上記の情報について、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から所定の期間内に評価・検討し、独立委員会としての意見を取りまとめます。その際、独立委員会は、必要に応じて、取締役会に対し意見等の提示を求めます。その上で、独立委員会は、所定の判断基準に従って、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は株主総会の決議を得るべき旨を勧告します。これらの意見等の内容は、必要に応じて、株主の皆様にも適時適切に開示されます。

(c) 取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、所定の要件に従って新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は株主総会にその実施・不実施に係る議案を付議します。なお、取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議するのは、大規模買付行為が、(ⅰ) いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、(ⅱ) 強圧的二段階買付け等に当たる場合、(ⅲ) その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である場合等に該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

(d) 取締役会又は株主総会によって、新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件等が付された新株予約権を、当社を除くすべての株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式１株につき新株予約権１個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。ただし、新株予約権の無償割当てが実施された後であっても、当社独立委員会の勧告に従い、当該新株予約権の無償割当ての中止又はその無償取得を行うことがあります。

(e) 本プランは、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われない限り、平成27年６月24日開催の第63期定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までを有効期間とします。

（ロ）上記③（イ）の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランにおいては、大規模買付行為者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供すること及び取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求め、本プランの手続きを遵守しない買収提案、必要かつ十分な情報を提供しない買収提案、さらに、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題のある買収提案に対して、取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施することがあるとするものです。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為に対し、対抗措置を講じるものですので、取締役会としては、本基本方針の考え方に沿うと考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、大規模買付行為に際して、株主の皆様に必要かつ十分な情報と検討時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、この趣旨に反する大規模買付行為者に対し、対抗措置を講じることを定めています。

また、本プランは、株主の皆様の株主総会におけるご承認を条件に導入・継続されるだけでなく、株主の皆様の意思により有効期間中でも廃止できることとされています。

これらの設計は、いずれも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に置いたものですので、当社取締役会としては、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであると考えています。

(c) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず取締役会からの独立性が担保された独立委員会の評価・検討を経ることとされ、取締役会は、独立委員会から出される勧告を最大限尊重する必要があるとされているほか、独立委員会から対抗措置を実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、取締役会が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議できるとされている点に特徴がありますが、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、取締役会に株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

また、その他にも、新株予約権の無償割当てを実施するにあたっては、所定の合理的かつ詳細な客観的要件が充足される必要があること、有効期間を短期間に限定し、有効期間中であっても、株主の皆様の意思により廃止することが可能になっていることといった特徴があり、本プランの採否及び内容において、取締役会の恣意的な判断が極力排除されるように設計されております。

そのため、取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**25,906**	**流動負債**	**10,053**
現金及び預金	5,803	支払手形及び買掛金	6,153
受取手形及び売掛金	10,825	短期借入金	47
有価証券	300	未払金	1,708
商品及び製品	1,649	未払法人税等	571
仕掛品	224	賞与引当金	572
原材料及び貯蔵品	6,088	その他の引当金	2
繰延税金資産	311	その他	997
その他	731	**固定負債**	**2,684**
貸倒引当金	△28	長期借入金	100
		繰延税金負債	170
固定資産	**22,540**	再評価に係る繰延税金負債	478
有形固定資産	**14,610**	その他の引当金	2
建物及び構築物	5,447	退職給付に係る負債	1,038
機械装置及び運搬具	2,169	資産除去債務	311
土地	6,334	その他	582
その他	658	**負債合計**	**12,737**
無形固定資産	**574**	**純資産の部**	
のれん	281	**株主資本**	**37,693**
借地権	126	**資本金**	**4,628**
ソフトウェア	80	**資本剰余金**	**5,040**
電話加入権	63	**利益剰余金**	**28,916**
その他	21	**自己株式**	**△891**
投資その他の資産	**7,356**	**その他の包括利益累計額**	**△2,831**
投資有価証券	5,461	その他有価証券評価差額金	860
長期貸付金	106	土地再評価差額金	△3,545
繰延税金資産	38	為替換算調整勘定	△4
差入保証金	1,485	退職給付に係る調整累計額	△142
その他	481		
貸倒引当金	△216	**非支配株主持分**	**847**
		純資産合計	**35,709**
資産合計	**48,447**	**負債及び純資産合計**	**48,447**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**64,906**
売上原価		**48,418**
売上総利益		**16,488**
販売費及び一般管理費		**15,434**
営業利益		**1,054**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	184	
持分法による投資利益	69	
貸倒引当金戻入額	0	
受取家賃	47	
その他	67	378
営業外費用		
支払利息	9	
為替差損	24	
貸倒引当金繰入額	0	
賃貸借契約解約損	14	
その他	10	59
経常利益		**1,373**
特別利益		
投資有価証券売却益	90	
受取保険金	19	
受取補償金	253	363
特別損失		
固定資産売却損	3	
減損損失	288	
持分変動損失	13	
投資有価証券売却損	91	
投資有価証券評価損	39	436
税金等調整前当期純利益		**1,300**
法人税、住民税及び事業税		747
法人税等調整額		0
当期純利益		**552**
非支配株主に帰属する当期純損失		△199
親会社株主に帰属する当期純利益		**751**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,628	5,037	28,526	△13	38,180
当期変動額					
剰余金の配当			△362		△362
親会社株主に帰属する当期純利益			751		751
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
自己株式の取得				△877	△877
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	2	389	△877	△486
当期末残高	4,628	5,040	28,916	△891	37,693

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,110	△3,572	0	441	△2,019	1,050	37,211
当期変動額							
剰余金の配当							△362
親会社株主に帰属する当期純利益							751
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							2
自己株式の取得							△877
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△249	26	△4	△584	△812	△203	△1,015
当期変動額合計	△249	26	△4	△584	△812	△203	△1,501
当期末残高	860	△3,545	△4	△142	△2,831	847	35,709

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　11社

② 連結子会社の名称

株式会社イタリアントマト
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.
株式会社アマンド
ニック食品株式会社
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社
株式会社キョーエイコーポレーション
キーアソシエイツ株式会社
スラウェシ興産株式会社
P.T. TOARCO JAYA
honu加藤珈琲店株式会社
有限会社オーギュスト

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数　３社

② 持分法を適用した関連会社の名称

沖縄キーコーヒー株式会社
台湾キーコーヒー株式会社
株式会社銀座ルノアール

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会　社　名	期末決算日
株式会社イタリアントマト	２月末日
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.	12月末日
株式会社アマンド	２月末日
P.T. TOARCO JAYA	12月末日
honu加藤珈琲店株式会社	２月末日

連結子会社の期末決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　８～50年

機械装置及び運搬具　４～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　５年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は５～７年であります。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

⑧ 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。また、当連結会計年度末の資本剰余金が２百万円増加しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　23,669百万円

(2)「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

474百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	22,689,000	―	―	22,689,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	7,945	450,000	―	457,945

(注)　普通株式の自己株式の株式数の増加 450,000株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成27年６月24日開催の第63期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金総額　　181百万円
・１株当たり配当額　　8円
・基準日　　平成27年３月31日
・効力発生日　　平成27年６月25日

ロ．平成27年10月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金総額　　181百万円
・１株当たり配当額　　8円
・基準日　　平成27年９月30日
・効力発生日　　平成27年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年６月22日開催予定の第64期定時株主総会において次のとおり付議致します。

・配当金総額　　200百万円
・１株当たり配当額　　9円
・配当の原資　　利益剰余金
・基準日　　平成28年３月31日
・効力発生日　　平成28年６月23日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として内部留保による方針であります。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また取引先企業に対し長期貸付けを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として５年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門の該当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注２) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	5,803	5,803	―
② 受取手形及び売掛金	10,825		
貸倒引当金 (※)	△ 28		
	10,797	10,797	―
③ 有価証券及び投資有価証券	5,615	5,634	18
④ 長期貸付金	106		
貸倒引当金 (※)	△ 68		
	37	40	2
⑤ 差入保証金	1,485	1,481	△4
資 産 計	23,740	23,756	16
① 支払手形及び買掛金	6,153	6,153	―
② 短期借入金	47	47	―
③ 未払金	1,708	1,708	―
④ 未払法人税等	571	571	―
⑤ 長期借入金	100	100	△0
負 債 計	8,582	8,581	△0

(※) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①　現金及び預金、② 受取手形及び売掛金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③　有価証券及び投資有価証券
　これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、合同指定金銭信託等については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④　長期貸付金、⑤ 差入保証金
　長期貸付金並びに差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値から信用リスクを適切に考慮した貸倒見積額を差し引く方法により算定しております。

負　債

①　支払手形及び買掛金、 ② 短期借入金、 ③ 未払金、 ④ 未払法人税等
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤　長期借入金
　これらは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	67
関連会社株式（非上場株式）	77

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　1,568円19銭
(2)　１株当たり当期純利益　　33円48銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,863**	**流動負債**	**8,591**
現金及び預金	4,644	買掛金	5,592
受取手形	66	リース債務	34
売掛金	10,329	未払金	1,430
有価証券	300	未払費用	447
商品及び製品	1,634	未払法人税等	530
仕掛品	209	預り金	40
原材料及び貯蔵品	5,894	賞与引当金	514
前渡金	8	その他	0
前払費用	140		
繰延税金資産	246		
その他	414		
貸倒引当金	△25		
固定資産	**20,240**	**固定負債**	**1,500**
有形固定資産	**12,430**	リース債務	23
建物	4,341	繰延税金負債	191
構築物	70	再評価に係る繰延税金負債	478
機械及び装置	1,784	退職給付引当金	682
車両運搬具	10	資産除去債務	9
器具備品	298	その他	114
土地	5,917		
リース資産	7		
		負債合計	**10,091**
無形固定資産	**229**	**純資産の部**	
借地権	125	**株主資本**	**36,696**
ソフトウェア	49	**資本金**	**4,628**
電話加入権	51	**資本剰余金**	**5,049**
その他	2	資本準備金	5,049
投資その他の資産	**7,580**	**利益剰余金**	**27,909**
投資有価証券	3,861	利益準備金	609
関係会社株式	3,137	その他利益剰余金	27,300
出資金	6	圧縮記帳積立金	107
長期貸付金	53	別途積立金	24,500
従業員に対する長期貸付金	5	繰越利益剰余金	2,692
関係会社長期貸付金	79		
更生債権等	42	**自己株式**	**△ 891**
長期前払費用	21		
差入保証金	312	**評価・換算差額等**	**△2,684**
会員権	240	その他有価証券評価差額金	860
その他	0	土地再評価差額金	△ 3,545
貸倒引当金	△181		
		純資産合計	**34,012**
資産合計	**44,104**	**負債及び純資産合計**	**44,104**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**56,437**
売上原価		**42,171**
売上総利益		**14,266**
販売費及び一般管理費		**13,147**
営業利益		**1,118**
営業外収益		
受取利息	2	
有価証券利息	1	
受取配当金	178	
受取家賃	51	
その他	40	274
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入額	0	
車両事故損失	1	
その他	0	3
経常利益		**1,390**
特別利益		
投資有価証券売却益	90	
受取保険金	18	
受取補償金	253	362
特別損失		
固定資産売却損	3	
投資有価証券売却損	91	
投資有価証券評価損	39	134
税引前当期純利益		**1,617**
法人税、住民税及び事業税		671
法人税等調整額		△12
当期純利益		**959**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	4,628	5,049	5,049
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	4,628	5,049	5,049

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	609	107	24,500	2,096	27,313
当期変動額					
剰余金の配当				△362	△362
当期純利益				959	959
自己株式の取得					
圧縮記帳積立金の積立		2		△2	―
圧縮記帳積立金の取崩		△1		1	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	0	―	595	596
当期末残高	609	107	24,500	2,692	27,909

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△13	36,978	1,106	△3,572	△2,465	34,512
当期変動額						
剰余金の配当		△362				△362
当期純利益		959				959
自己株式の取得	△877	△877				△877
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△245	26	△218	△218
当期変動額合計	△877	△281	△245	26	△218	△500
当期末残高	△891	36,696	860	△3,545	△2,684	34,012

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15～50年
機械及び装置	10年
器具備品	２～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては定額法を採用しており、償却年数は５年であります。

③ リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長 期 前 払 費 用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	406百万円
短期金銭債務	113百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　19,234百万円

(3)「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	474百万円

(4) 取締役に対する長期金銭債務　23百万円

取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	1,569百万円
	仕入高	1,204百万円
	その他	472百万円
営業取引以外の取引		7百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	7,945	450,000	—	457,945

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 450,000株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けによるものであります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

		平成28年３月31日現在
		百万円
繰延税金資産	退職給付引当金	208
	賞与引当金	158
	関係会社株式評価損	130
	投資有価証券評価損	70
	その他	202
	小計	771
	評価性引当額	△308
	繰延税金資産計	463
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△353
	圧縮記帳積立金	△47
	その他	△7
	繰延税金負債計	△407
	繰延税金資産の純額	55
再評価に係る繰延税金資産	再評価に係る繰延税金資産	1,650
	評価性引当額	△1,650
	再評価に係る繰延税金資産計	―
再評価に係る繰延税金負債	再評価に係る繰延税金負債	△478
	再評価に係る繰延税金負債の純額	△478

６．退職給付会計に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期 末 残 高（百万円）
役員の近親者	柴田久美子	（被所有）直接 0.91	代表取締役の母	自己株式の取得	195	―	―

(注) １．議決権等の被所有割合は、自己株式取得前のものであります。
２．取引金額には消費税等は含まれておりません。
３．取引条件及び取引条件の決定方針等
平成27年10月27日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、平成27年10月27日の終値で取引を行っております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,529円94銭
(2) １株当たり当期純利益　42円73銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１０日

キーコーヒー株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米澤英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤毅文　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１０日

キーコーヒー株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米澤英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤毅文　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第６４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

キーコーヒー株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　清水信行 ㊞

監査等委員　前原一雅 ㊞

監査等委員　椙山智 ㊞

監査等委員　中川幸三 ㊞

(注)　監査等委員前原一雅及び椙山智、中川幸三は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、今後の業績見通し等を検討し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案をご承認いただきますと、中間配当８円と合わせた当期の配当は、１株につき17円となります。

期末配当に関する事項

（１）　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金９円、総額　200,079,495円

（２）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月23日

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員の任期が満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	柴田　裕（しばた　ゆたか） （昭和39年１月12日生）	昭和62年３月 当社入社 平成９年４月 広域営業本部第一営業部長 平成９年６月 取締役就任 平成11年４月 広域営業本部副本部長委嘱 平成12年10月 常務取締役就任、企画本部長委嘱 平成13年４月 マーケティング本部長委嘱 平成13年６月 専務取締役就任 平成14年１月 代表取締役専務取締役就任 平成14年７月 代表取締役社長就任（現任）	466,300株

取締役の候補者とする理由

柴田裕氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成14年７月からは当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	新川雄司（にいかわゆうじ） （昭和29年１月１日生）	昭和52年３月 当社入社 平成９年４月 企画本部総合企画室長 平成10年４月 ＩＯＣ所長兼務 平成11年６月 取締役就任 平成13年４月 生産本部長委嘱 平成15年４月 管理本部長委嘱 平成15年６月 常務取締役就任 平成17年３月 経営企画室管掌委嘱 平成19年６月 専務取締役就任 平成21年４月 品質保証部管掌委嘱（現任） 平成21年５月 スラウェシ興産株式会社 代表取締役社長就任 平成23年６月 ニック食品株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年６月 取締役専務執行役員就任 平成25年６月 管理本部兼ＳＣＭ本部管掌委嘱（現任） 平成27年６月 取締役副社長執行役員就任（現任）	16,500株

取締役の候補者とする理由

新川雄司氏は、企画部門、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成11年６月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	川股 一雄（かわまた かずお） （昭和32年11月12日生）	昭和58年３月 当社入社 平成12年４月 広域営業本部第一営業部長 平成15年４月 広域営業本部長 平成15年６月 取締役就任 平成17年３月 事業本部管掌委嘱 平成17年６月 常務取締役就任 平成17年７月 広域営業本部管掌委嘱 平成18年４月 事業本部長委嘱 平成20年４月 営業統括委嘱 平成21年４月 事業本部管掌委嘱 平成23年４月 経営企画本部長委嘱 平成23年６月 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成25年４月 マーケティング本部長委嘱（現任） 平成25年６月 取締役常務執行役員就任 平成25年６月 調達グループ管掌委嘱 平成27年４月 イリー事業部管掌委嘱（現任） 平成27年６月 取締役専務執行役員就任（現任）	12,500株

取締役の候補者とする理由

川股一雄氏は、営業部門、企画・マーケティング部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。平成15年６月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	小澤 信宏（おざわ のぶひろ） （昭和35年１月６日生）	昭和57年３月 当社入社 平成13年４月 広域営業本部第二営業部長兼原料販売チームリーダー 平成15年４月 広域営業本部第一営業部長 平成17年７月 広域営業本部長 平成19年６月 取締役就任 平成22年４月 広域営業本部管掌委嘱 平成24年４月 特販営業本部長委嘱 平成25年４月 営業統括委嘱（現任） 平成25年４月 取締役常務執行役員就任（現任） 平成25年６月 特販営業本部兼家庭用営業本部（現流通営業本部）兼事業本部管掌委嘱（現任）	8,000株

取締役の候補者とする理由
小澤信宏氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、平成19年６月からは当社の取締役として、また、平成25年４月からは営業統括として当社の営業全般を統括、推進するなど積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

（注） 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

(1) 新川 雄司氏との利害関係
同氏は、ニック食品株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社に原料用コーヒーを販売するとともに、製商品の加工を委託しております。また、当社は同社より飲料製品等を購入しております。

(2) 川股 一雄氏との利害関係
同氏は、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しております。

(3) その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのご注意点について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

2．インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

3．インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア．Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降

イ．Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader® 、Adobe® Reader®はAdobe System Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

4．インターネットの接続にファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

5．インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要がございます。なお、パスワードは、株主様を認証する重要なものですので、本株主総会終了まで管理には十分ご注意ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

パスワードは一定回数以上間違えるとロックされて使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

6．インターネットによる議決権行使は、平成28年６月21日（火曜日）午後５時までに行使されるようお願いいたします。

インターネットでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］０１２０（６５２）０３１
（受付時間　９：００～２１：００　）

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター 大ホール

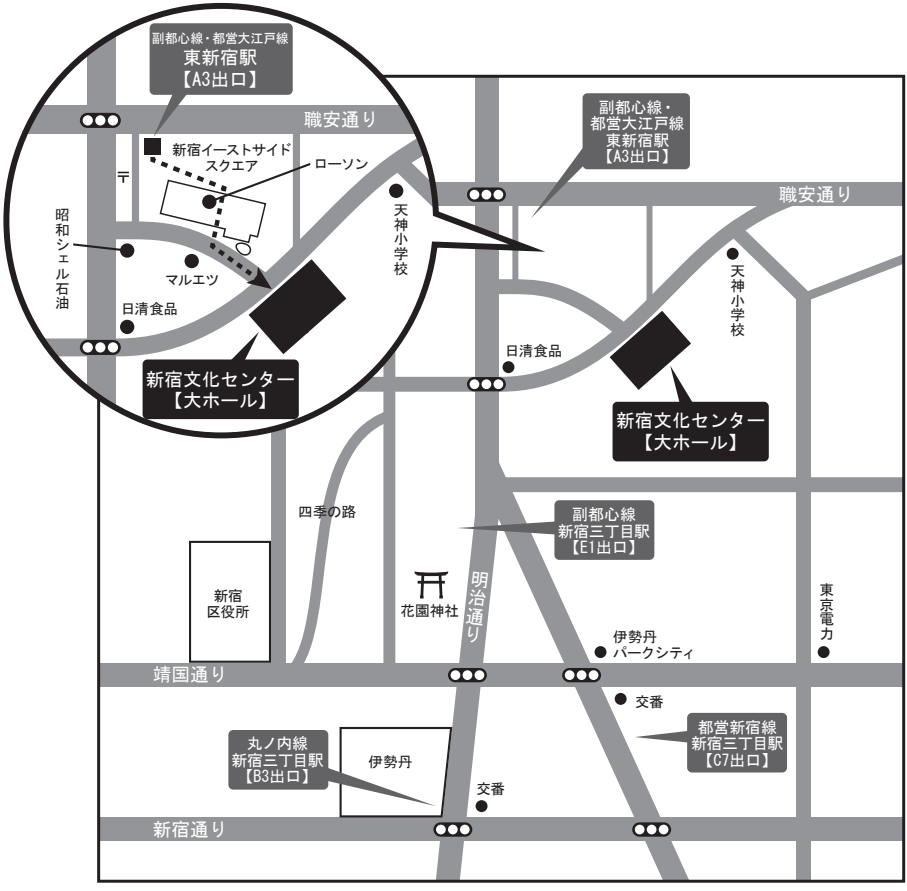

交　通
- 東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅 ……A3出口徒歩５分
- 東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅 ……E1出口徒歩７分
- 都営新宿線「新宿三丁目」駅 ……C7出口徒歩10分
- 東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅 ……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。